

利 用 の し お り

(重要事項説明書)

小さなはらっぱのプロフィール

小さなはらっぱは、NPO 法人はらっぱが運営する地域型小規模保育所です。この保育所の母体となったのは、はらっぱ保育所という認可外保育所です。認可外保育所とは、公的な運営費や補助がなく独自で運営する保育所です。「親と保育者とが子どもを真ん中にしてつながりあう場所が欲しい」「施設ではなく、自分の家みたいに過ごせるところがほしい」という願いから親たちとその友人たちで作りました。

木造の大きな家は阪神淡路大震災で全壊し、長くプレハブ住まいでした。プレハブ住まいと言っても赤ちゃんの部屋、大きい子の部屋、食事をする部屋、遊ぶ部屋があり、ログハウスや木のベランダ、庭の大きな桜の木も遊ぶ子ども達を、1 年を通して楽しませ、包み込んでくれていました。しかし、プレハブの耐久年数は 10 年。10 年を過ぎればあちこちに建物の傷みが目に付きだし、これ以上グズグズはできないと、建て替えの話が現実化していきました。そして、多くの皆さんの熱意に支えられて 2007 年 6 月 30 日に新園舎が完成しました。その園舎にて 7 年が経過し、2014 年新たな取り組みとして西宮市からの補助を受けた小規模保育所を始め、2015 年 4 月認可を受けた小規模保育所を始めました。容れ物や形態は変わっても「はらっぱ」は小さい人も大人も緊張せずに過ごせる場所、小さいからこそ家族のように過ごせる場所、そんな保育所を目指しています。そして、その保育所を核として地域の子育てを支える場でもありたいと様々な活動を行っています。

これまでの歩み

1979 年 4 月

働く女性が増える中、保育所の必要性は高まっていましたが、保育所は定員を 100 人以上に増やすということで、その要求に数で応えるのみでした。「コンクリートでできた教室みたいな保育室に子どもを預けたくない。小さな人を中心にした、ゆっくりと子育てができる場所を作ろう。」と民家に間借りしてスタートしました。10 人ほどの子どもたちがいました。

1990 年 2 月

次第に人数も増えもっと広い場所をと現在地に転居しました。2 階は助産院でした。出産の間の一時保育をしたり、おっぴの相談をしたり、互いに助け合う仲間を得ました。子どもたちは、20 人ぐらいに増えました。

1995 年 1 月

阪神淡路大震災により全壊。ありがたいことに子ども達は、全員無事でした。

1995 年 4 月

1 日も早い再開をとプレハブ園舎で再スタートしました。全国からたくさんの寄付を頂き、早期の再建が可能になりました。

2001年6月

はらっぱ保育所の活動をより強固に、広範なものにするためにNPO法人格を取得しました。西宮市の人口増に伴い入所希望者が増えて30人近くの子どもたちが居る保育所になりました。

2006年3月

2004年、消費税の課税対象になり、認可外といっても子どもを保育する場所に課税するのは不適當、と保護者も共に行政と交渉をしました。全国的にも反対する声が大きく、国は認可外保育施設指導監督基準を満たす施設は、消費税を免除するという方針を出しました。私たちは2005年9月に基準を満たす証明書の交付を申請、2006年3月交付され、認可外保育施設指導監督基準適合施設ということとなり、結果、消費税非課税となりました。

2007年7月

10年というプレハブの耐久年数を経て、老朽化した園舎の再建という課題に1年間かけて取り組み、保護者、卒園児保護者、その他様々な方々のご協力で寄付や融資が集まり、新園舎が完成しました。新園舎は木のぬくもりを伝える構造の建物で、風が吹きわたり、有害な物質を排した内装となっています。

2014年4月

西宮市小規模保育事業受託。小規模保育所「小さなはらっぱ」を併設運営開始。それに伴い新しい木の家を増設。

2015年4月

認可外保育所はそのまま残った上で「小さなはらっぱ」は地域型小規模保育施設として認可されました。

2018年7月

認定NPO法人となり、はらっぱへの寄付は税制上の優遇措置が受けられるようになりました。

NPO法人はらっぱ

NPO すなわち、NON Profit Organization は、民間の非営利組織(団体)を言います。①組織主体が民間で、②活動内容が公益的であり、③儲かった利益を、関係者で分配しない組織のことです。こうした民間団体に法人格を与え一般ボランティア団体ではできない団体名での賃貸借契約や口座開設などを可能にし、責任ある社会活動の継続を容易にしたのがNPO法人制度です。NPO 法人はらっぱはその定款で「保育を必要とする乳幼児に対して、適切な保育育成に関する事業を行い、児童の健全育成に必要なサービスを総合的に提供していくことに寄与する」ことを目的としています。この法人の概要は以下の通りです。

名 称 NPO法人はらっぱ

設 立 2001年6月7日

代表者 前田公美(理事長)

所在地 西宮市 中殿町6番32号

現在行っている事業

- はらっぱ保育所での保育活動および子育て支援
- 地域型小規模保育所小さなはらっぱの運営
- しょうがい児の放課後保育およびしょうがい幼児の保育
- 地域に向けた子育て支援事業(小児科医による連続講座をはじめとする講座や講習会
土曜日の園庭・園舎開放)
- 機関紙の発行
- 芸術文化活動(定期絵画教室の開催、ミニコンサート、人形劇公演)
- 食育、農家との提携(農業体験、料理講習会)
- 不登校生のボランティア活動をはじめとする各種ボランティアの受け入れ

保育目標

子ども一人ひとりの“育ち”を大切に「子どもと子ども」「子どもと大人」「大人と大人」のつながりを大事にした保育を行っていきたい。

保育方針と保育内容

0歳から2歳まで同じ場所で過ごし、どの子どもも安心して過ごせる場所にします

小さくて力の弱い人を大切にしています。これがはらっぱの約束で、生活の中での最優先課題です。障がいを持っている人の存在も同じように考えています。制作や外遊びは体力や興味に応じたものを提供しています。

外遊びを大切にしています

天気の良い日は庭で土遊び、そして散歩へ出かけます。毎週金曜日は遠足日、お弁当を持って外で食事をする日もあります。いつもより遠くの公園へ出かけたり、公共交通機関を利用して山や海へと出かけたりと、自然の中で過ごす事を大切にしています。

布おしめにこだわっています

天然の素材の綿でできた布おしめを洗い、太陽の光で殺菌したものを子どもの肌に当てたい、と考えています。夏はパンツで過ごします。

食べることを大切にしています

無農薬の野菜・米、無添加の調味料、安全な乳製品等の食材を使って調理しています。野菜を提供してくれている農家とは、農作業体験を通じて顔の見える関係を築いていっています。

地域の中で育ちあう関係を大切にしています

地域の様々な方々に関わっていただき、地域の子どものために大切にされるようボランティアの受け入れなどを積極的に行い、季節ごとの行事を地域に開放しています。又、地域の様々な問題解決のお手伝いができるよう育児相談など日常的に行っています。

ディリープログラム(時間はおおよその目安)

- 9:00 お茶の時間(ビスケット1枚程度のおやつ)
- 9:30~ 外遊び、制作、音楽、自由遊び
(月齢によって午前睡)
- 11:30~ 昼ごはん(0歳児は11:15から)
- 13:00~ 昼寝
- 15:30~ おやつ
お迎えまで自由遊び

マンスリープログラム

- 月2回(午前) 音楽の時間
- 月1回(午前) グループホーム「みどりの風」訪問
- 月2回(午後) おはなしの時間
- 月1回(午前) リトミックの時間

年間行事

花見(新人歓迎会) 春の親子遠足 夕涼み会 運動会 芋煮会 クリスマス会 忘年会 もちつき お別れ遠足 保護者会主催大掃除(年2回)・バザー 保護者会(年5回を予定)

小規模保育所 小さなはらっぱ概要

(2024.4.1 現在)

設置者	特定非営利活動法人はらっぱ
名称	小規模保育所 小さなはらっぱ
所在地	西宮市中殿町 6-32 TEL 0798-22-3561
敷地面積	230.08 m ²
延床面積	160.25 m ² (内小さなはらっぱ保育室面積は 49.25 m ²)
構造・設備	木造 2 階建 食事室、遊戯室床暖房設備
連携施設	西宮市立芦原むつみ保育所
開所	2015 年 4 月 1 日
施設長	太田 安則
園児定員	17 名 (産休明け～2 歳児)
職員構成	管理者 1 名 保育スタッフ 11 名 (内常勤 4 名、パート 7 名) 調理スタッフ 2 名 事務スタッフ 2 名 計 16 名
資格登録	保育士 12 名 幼稚園教諭 1 名 調理師 2 名
保育日時	月～土曜日 午前 7 時半～午後 6 時半 延長保育午後 7 時まで ※日曜日、祝日、振替休日、年末年始 (12/29～1/3) 以外の日
給食	9 時おやつ／昼給食 (但し金曜日については、遠足や行事によってお弁当をお願いすることがあります。) / 3 時半おやつ 基本的に無農薬、無添加の食材を使用し自園調理。アレルギーなど個別に対応した食事を提供。
保育料等	保育料は、市が定める利用者負担額とその他行事費、延長保育料等を毎月 5 日までに直接受領 (現金・振込選択)。 月途中の退所は、在籍日数により日割り計算で算定。 * 幼児教育・保育の無償化に伴い、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。
利用の終了	入所児童が満 3 歳に達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき。 利用児童の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき。 その他、利用を継続することが困難な事由があるとき。
健診	嘱託医による内科健診を年 2 回実施 嘱託医 「あしだ こども診療所」 芦田乃介医師 住所 〒662-0825 西宮市門戸荘 17-18 電話 0798-51-0811 歯科医による歯科検診年 1 回実施
防犯対策	日本安全警備に依頼
事故補償	賠償責任保険、傷害保険に加入
非常時対策	月 1 度避難訓練実施 AED 設置
避難場所	広域避難場所は平木小学校
虐待防止のための措置	利用児童の人権の擁護、児童虐待防止のため、職員に対する研修の実施等を行う。 保育所は「児童虐待の防止等に関する法律」第 5 条、第 6 条により、通報義務があります。
相談窓口	当保育施設の保育内容に関する問い合わせ、相談は施設長が担当。
特記	認可外保育所はらっぱ保育所 (認可外保育施設指導監督基準適合) 併設 午後 7 時以降の保育が必要な場合、はらっぱ保育所の利用可 3 歳児以降希望する方ははらっぱ保育所を優先的に利用できる。 子どもに携わる関係機関との連携、配布物・掲示物・ホームページなどで保育所の活動を伝えるなど、必要最低限の範囲内で個人の情報の提供を行うことがあります。

